

議案第37号

幕別町公共下水道条例の一部を改正する条例

幕別町公共下水道条例（昭和58年条例第32号）の一部を次のように改正する。

第1条中「使用」の次に「並びに施設の構造及び維持管理の基準」を加える。

第2条中第13号を第15号とし、第8号から第12号までを2号ずつ繰り下げ、第7号の次に次の2号を加える。

(8) 排水施設 法第2条第2号に規定する排水施設をいう。

(9) 処理施設 法第2条第2号に規定する処理施設をいう。

第27条を第33条とする。

第6章を第7章とする。

第5章中第26条を第32条とし、第25条を第31条とし、第24条を第30条とする。

第5章を第6章とし、第4章の次に次の1章を加える。

第5章 公共下水道の施設の構造及び維持管理の基準等

（公共下水道の構造の技術上の基準）

第24条 法第7条第2項に規定する条例で定める公共下水道の構造は、この章に定めるところによる。

（排水施設及び処理施設に共通する構造の技術上の基準）

第25条 排水施設（これを補完する施設を含む。）及び処理施設（これを補完する施設を含む。次条において同じ。）に共通する構造の基準は、次のとおりとする。

(1) 堅固で耐久力を有する構造とすること。

(2) コンクリートその他の耐水性の材料で造り、かつ、漏水及び地下水の浸入を最小限度のものとする措置が講ぜられていること。ただし、雨水を排除すべきものについては、多孔管その他雨水を地下に浸透させる機能を有するものとすることができる。

(3) 屋外にあるもの（生活環境の保全又は人の健康の保護に支障が生ずるおそれのないものとして規則で定めるものを除く。）にあつては、覆い又は柵の設置その他下水の飛散を防止し、及び人の立入りを制限する措置が講ぜられて

いること。

- (4) 下水の貯留等により腐食するおそれのある部分にあつては、ステンレス鋼その他の腐食しにくい材料で造り、又は腐食を防止する措置が講ぜられていること。
- (5) 地震によって下水の排除に支障が生じないよう地盤の改良、可継手の設置その他の規則で定める措置が講ぜられていること。

(排水施設の構造の基準)

第26条 排水設備の構造の基準は、前条に定めるもののほか、次のとおりとする。

- (1) 排水管の内径及び排水渠の断面積は、規則で定める数値を下回らないものとし、かつ、計画水量に応じ、排除すべき下水を支障なく流下させることができるものとする。
- (2) 流下する下水の水勢により損傷するおそれのある部分にあつては、減勢工の設置その他水勢を緩和する措置が講ぜられていること。
- (3) 暗渠その他の地下に設ける構造の部分で流下する下水により気圧が急激に変動する箇所にあつては、排気口の設置その他気圧の急激な変動を緩和する措置が講ぜられていること。
- (4) 暗渠である構造の部分の下水の流路の方向又は勾配が著しく変化する箇所その他管渠の清掃上必要な箇所にあつては、マンホールを設けること。
- (5) またはマンホールには蓋（汚水を排除すべきます又はマンホールにあつては、密閉することができる蓋）を設けること。

(処理施設の構造の基準)

第27条 処理施設（終末処理場であるものに限る。第2号において同じ。）の構造の基準は、第25条に定めるもののほか、次のとおりとする。

- (1) 脱臭施設の設置その他臭気の発散を防止する措置が講ぜられていること。
- (2) 汚泥処理施設（汚泥を処理する処理施設をいう。以下同じ。）は、汚泥の処理に伴う排気、排液又は残さい物により生活環境の保全又は人の健康の保護に支障が生じないよう規則で定める措置が講ぜられていること。

(適用除外)

第28条 前3条の規定は、次に掲げる公共下水道については、適用しない。

- (1) 工事を施行するために仮に設けられる公共下水道

(2) 非常災害のために必要な応急措置として設けられる公共下水道

(終末処理場の維持管理に関する基準)

第29条 終末処理場の維持管理は、次に定めるところにより行うものとする。

- (1) 活性汚泥を使用する処理方法によるときは、活性汚泥の解体又は膨化を生じないようにエアレーションを調節すること。
- (2) 沈砂池又は沈殿池のどろために砂、汚泥等が満ちたときは、速やかにこれを除去すること。
- (3) 前2号のほか、施設の機能を維持するために必要な措置を講ずること。
- (4) 臭気の発散及び蚊、はえ等の発生の防止に努めるとともに、構内の清潔を保持すること。
- (5) 前号のほか、汚泥処理施設には、汚泥の処理に伴う排気、排液又は残さい物により生活環境の保全又は人の健康の保護に支障が生じないよう規則で定める措置を講ずること。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行日前に現に存する施設で、第25条から第27条までの規定に適合しないものについては、これらの規定（その適合しない部分に限る。）は、適用しない。ただし、施行日後に改築（災害復旧として行われるもの及び公共下水道に関する工事以外の工事により必要を生じたものを除く。）の工事に着手したものの当該工事に係る区域又は区間については、この限りでない。